


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市保育の実施に関する条例			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
「保育の実施基準」が子ども・子育て支援法施行規則に直接規定され、東大和市保育の実施に関する条例を廃止したことから、本規則を廃止するものである。					
(2) 主な内容					
規則を廃止する。					
(3) 施行日					
平成27年4月1日					
(4) 影響及び効果					
本規則を廃止し、新たに「東大和市子ども・子育て支援法施行細則」を制定することによって対応するため、特に影響はない。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
子ども・子育て支援新制度の施行に向け、平成24年8月に児童福祉法の改正。平成27年第1回市議会定例会にて、東大和市保育の実施に関する条例を廃止。文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。